



# 求む！ 知恵と力

## 協働推進事業制度を始めます

市では、市民の皆さんと一緒に知恵や力を出し合い、協力して地域の課題に取り組んでいく「協働によるまちづくり」を推進しています。

「協働」によって事業を行う場合、その目的を最も効果的・効率的に達成するためには市民の皆さんと行政が対等な立場で、それぞれの特性を生かした役割分担をしていく必要があります。

これから始まる「協働推進事業制度」は、市民の皆さんで構成された団体と市が、それぞれ提案する協働事業を適切に役割分担をして実施することで、「協働」を積極的に推進する制度です。

問い合わせ：市民活動支援課・TEL224-5705

### 上の写真は……

「NPO法人川越子育てネットワーク」が市と「協働」して運営している、「連雀町つどいの広場」の様子です。同広場は、昨年度に「協働モデル委託事業」として実施した事業で、今年度も継続して運営をお願いしています。

この日は、手前両端のエプロンを着けた二人が運営を担当。伊藤さんと美さんから、「愛知県の出身のため、子育てする際に友人がいなかったので寂しい思いをしました。このような経験を生かし、先輩ママとして、ここにやって来るみんなの話を聞いてあげたいですね」という思いを伺いました。

### なぜ、「協働」が必要なの？

川越市を取り巻く社会環境は、少子高齢化に伴うさまざまな問題や防犯・防災対策、環境問題などの課題が生じ、大きく変化しています。さ

らに個人の豊かさの概念や価値観などが変化しているため、求められる「公共」の範囲が拡大しています。

今、拡大する「公共」を支え、市民主体のまちづくりをどのように実現していくかが大変重要な課題になっています。このような状況から、「市民の皆さんと市が共に考え、力を出し合う取り組み（協働）」が必要になってきました。

### 「協働」って、どんなもの？

団体と行政が対等な立場で、互いの長所を発揮できるように、役割分担をします。団体にとっては、今まで自主的に行っていた事業を市と協働することで、行政が持つ情報や知識を、活用したり経験として吸収したりすることが期待できます。また、事業を広く周知できるようになり、参加者増など一層の普及啓発も見込まれます。

行政にとっては、団体の持つ専門

## ●市民の皆さんからの提案による協働事業を募集します

地域のさまざまな課題を解決するため、「市民活動団体等」が主体的に行う公益的な活動を募集します。市は、その公益的活動に対して経費の一部を補助することで、協働によるまちづくりを推進していきます。

\*「市民活動団体等」とは、地域組織（自治会・老人クラブ・PTAなど）、NPO法人等（NPO法人・ボランティア団体など）、事業者（学校・公益法人など）のことをいいます。

**募集期間**…8月20日(木)まで

**対象**…市内に事務所または活動場所があり公益的な活動を行う、宗教活動・政治活動・選挙活動を目的としない5人以上で構成された団体

**補助金額**…補助対象経費の2分の1（20万円を上限）

**応募方法**…市民活動支援課（本庁舎3階）で配布している応募要項の「補助金申請書」に必要事項を明記し、必要書類を添付して同課

## ●市が提案する協働委託事業の実施団体を募集します

「協働委託事業」を、市と協働で実施する「市民活動団体等」を募集します。今年度は次の2つを実施します。

### ①男女共同参画講座（所管課＝男女共同参画課）

男女共同参画に関する講座やロールプレイを、企画・実施する事業です。

### ②父親育児講座（所管課＝子育て支援課）

父親が子育てにかかわるために、必要なことを学ぶための事業です。

**募集期間**…8月20日(木)まで

**対象**…市内に事務所または活動場所があり公益的な活動を行う、宗教活動・政治活動・選挙活動を目的としない5人以上で構成され、次の条件をすべて満たす団体

- ①組織の運営に関する規則などがある②予算・決算を適正に行っている
- ③1年以上継続して活動している④委託事業を的確に遂行できる

**応募方法**…市民活動支援課で配布している応募要項の「事業提案書」に必要事項を明記し、必要書類を添付して同課

\*いずれの募集も、応募要項は市ホームページからダウンロードできます。

知識を事業に生かすことができ、より、きめ細かく柔軟に対応できる公共サービスが提供できます。  
**市民と市のそれぞれが提案**  
「協働推進事業制度」は、1月に策定した「川越市協働指針」の中で示した「市民と行政それぞれから協働事業を提案できる制度」を確立す

るものです。この制度によって、市民の皆さんからの提案による協働と、市からの提案による協働を積極的に推進していきます。  
**協働の事業・実施団体・委員を募集**  
同制度を始めるにあたり、市民の皆さんからの提案による協働事業と、市が提案する協働委託事業の実

施団体を募集します。詳しくは、左をご覧ください。  
応募団体の審査などは、学識経験者などで構成する「川越市協働事業審査委員会」で行う予定です。この委員会を構成する委員を市民の皆さんから公募します。詳しくは、下をご覧ください。

## 「川越市協働事業審査委員会」の委員を公募します

上記の補助金交付や協働委託事業実施団体の審査などについて、市民の皆さんの意見を伺うため、委員の一部を公募します。

**応募資格**…次に掲げるすべての要件を満たす方①市内在住・在勤・在学の成人②市の他の付属機関などの委員でない③年数回、平日昼間に開催される会議に出席が可能（委嘱式を8月25日(火)に予定）

**定員**…2人（選考）

**任期**…平成23年3月31日まで

**応募方法**…市民活動支援課で配布する応募用紙に必要事項を記入し、「協働事業を推進するために必要なこと」（任意の用紙に800字程度）を添えて、8月10日(月)（必着）までに〒350-8601川越市役所市民活動支援課へ持参（郵送可）

\*応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。